

## とちぎ広域消防局 119 番映像通報システム利用規約

### 1 はじめに

とちぎ広域消防局(以下「消防局」という。)が運用する 119 番映像通報システム(以下「本システム」という。)を利用される方は、本規約をお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用いただくことができます。

### 2 システム概要

本システムは、音声による 119 番通報の後、消防局からの依頼によりモバイル端末を利用して、現場状況を映像で通報できるシステムです。映像を活用することで、現場状況の把握、口頭指導、災害現場の特定など、迅速で確実な消防救急活動につなげることができます。

### 3 利用条件

- (1) 本システムは、厳格なセキュリティ対策を行っておりますので、安全な通信ができないモバイル端末では、本システムが利用できない場合があります。
- (2) 利用に当たっては、GPS 及び内蔵カメラにより映像を撮影することができる機能を搭載し、インターネットに接続が可能であるモバイル端末が必要となります。
- (3) 通報を行う時は、GPS 機能を ON に設定し、カメラの使用を許可する必要があります。
- (4) 本システムは、緊急通報以外には使用できません。

### 4 通報時における注意事項

- (1) 消防局から送付される映像通報用の URL は、一定時間が過ぎると利用できなくなります。また、URL は大切な情報ですので、他人に知らせないでください。
- (2) 「現在地情報の使用の許可」及び「カメラの使用の許可」を求めるダイアログが表示される場合は、必ず使用を許可してください。
- (3) 通報時には、GPS 機能により現在地情報が消防局に送付されます。
- (4) 利用の際は、撮影対象者等のプライバシーにご配慮ください。

### 5 サービスが利用できない場合

- (1) 本システムを利用するためには、携帯電話会社の通信網を使用することから、トンネル、地下、建物等のように電波の届きにくい所又は通信網のエリア外など、本システムを利用できない場所があります。
- (2) インターネットを利用しているため、通信事業者又はプロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び通信電波状況により利用できない場合があります。

(3) 消防局は、いかなる補償をすることもなく本システムの全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止できるものとします。当該停止等によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、消防局は責任を負わないものとします。

## 6 個人情報の取り扱い

(1) 消防局は通報内容（通報映像、チャット画面等の通報画面に入力された情報、位置情報等）及び通信履歴を、本システムの運用保守及び消防指令業務等の記録保全を目的として、一定期間保存します。

(2) 消防局は、本システムで収集した個人が特定される又は特定され得る情報（他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む）（以下「個人情報」という。）を適正に管理し、保存された個人情報については、消防局の業務の範囲内で使用し、目的外で使用することはありません。

(3) システム保守事業者が、本システムにアクセスすることがありますが、消防局は、当該事業者に対し個人情報を管理するため、必要かつ適切な監督を行います。

## 7 利用料金

本システムは無料で利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信費用は、利用者の負担となります。

## 8 利用者の責任

(1) 利用者は、自己責任において本システムを利用するものとします。

(2) 本システムの利用に必要な機器の準備は、利用者の責任において行うものとします。

(3) 消防局は、本システムを適正に管理しますが、利用者が本システムの利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が消防局にある場合を除き、責任を負わないものとします。

## 9 禁止事項

本システムの利用に当たって、以下の行為又はそのおそれがある行為は禁止します。

(1) 法令又はインターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為

(2) 消防局又は第三者に不利益又は損害を与える行為

(3) 人権侵害、差別行為、これらを助長する行為

(4) 公序良俗に反する行為

(5) 自殺を誘引又は勧誘する行為

(6) 虚偽の情報を登録、投稿又は送受信する行為

(7) 消防局の書面による事前の承諾を得ずに行う、本システムに関連する営利行為

- (8) 消防局による本システムの運営を妨害する行為
- (9) 本システムの信用を失墜又は毀損させる行為
- (10) 本システムを譲渡、貸与、公衆送信又は使用許諾する行為
- (11) 本システムを複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングする行為
- (12) 前各号のほか、消防局が不適切と認める行為

## 10 知的財産権等

- (1) 本システムに関するコンテンツの権利（所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は、消防局又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、本システムを利用するに当たって、一切の権利を取得することはないものとし、消防局は、利用者に対し、本システムに関する知的財産権について、本システムを本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を許諾するものとします。
- (3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、本システムに関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4) 前各号に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任において係る問題を解決するとともに、損害が生じた場合は、当該損害のすべてを賠償していただきます。

## 11 免責事項

- (1) 本システムに係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、消防局は責任を負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、本システムが正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者が生じた損害について、消防局は責任を負わないものとします。
- (3) 天災、事変等の非常事態により本システムが正常に利用できない場合、消防局は責任を負わないものとします。

## 12 規約改定

消防局は、本規約を随時改訂することができるものとします。また、本規約を改訂した場合、その都度改定後の本規約を本システム及びとちまち広域消防事務組合ホームページ内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は、当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

## 13 準拠法

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。